

就学支援金は全家庭が申請手続をする必要があります。

オンライン申請期間：令和 8 年 6 月 2 日(火)まで

※日本国籍以外の生徒は、紙の申請書での申請手続きとなります。該当する場合は、事務室にご連絡ください。

就学支援金の申請について

1. 令和 8 年度の就学支援金について

令和 8 年度における就学支援金は、保護者等の所得制限が撤廃されるとともに、新たに国籍・在留資格要件が導入されました。主な改正点は下表のとおりです。

今回の申請で支給される就学支援金は、令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月分の授業料です。令和 9 年 4 月分以降の手続きは改めてご案内します。

	令和 7 年度	令和 8 年度
受給資格	保護者等の所得制限あり	保護者等の所得制限撤廃 生徒の国籍・在留資格要件の導入
申請時期	新入生：4 月と 7 月の年 2 回 在校生：7 月の年 1 回	新入生・在校生ともに 4 月の年 1 回
申請方法	高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-shien)を利用したオンライン申請	日本国籍の生徒についてはオンライン申請。日本国籍以外の生徒については紙申請。

2. 就学支援金の申請について 締め切り：6 月 2 日(火)まで

就学支援金は、本来納めるべき授業料を国が負担する制度です（返還の必要はありません）。

就学支援金を申請し、認定されますと、県立学校授業料の納入の必要はありません。

就学支援金は全家庭が申請手続をする必要があります。手続きは裏面「申請のステップ」のとおり行ってください。すでに申請してしまった方も認定状況を「不受理」としていただきますので、再度申請手続きを行ってください。

なお、転居により住所が変わった等、e-Shien 上の登録情報に変更がある場合（メールアドレス除く）は学校で修正を行いますので、事務室までご連絡ください。

3. その他

今回配付するログイン ID 通知書は重要書類ですので、卒業まで捨てずに大切に保管してください。

また、不明点や相談したいことがありましたら、下記担当までご連絡ください。



公立高校授業料 実質無償化



申請が必要

就学支援金制度が変わります！

返還不要

✓ 国が生徒に代わり高校の授業料を負担

所得制限撤廃

✓ 世帯収入は関係なし

スマホで申請

✓ オンライン申請システム「e-Shien」で完結
※ただし、日本国籍以外の生徒は紙申請

申請のステップ

Step 1

県ホームページから「申請のしおり」を確認

▶ 制度の内容や具体的な支給要件、支給金額を確認してください。

▼ホームページはこちら



Step 2

オンライン申請システム「e-Shien」にログイン

▶ ログインには、IDとパスワードが必要です。（学校から受け取ります）

▼ログインはこちら



Step 3

「申請のしおり」を確認しながら必要な項目を入力

問い合わせ先

埼玉県高等学校等修学支援制度コールセンター ☎048-830-8855

（埼玉県教育局教育総務部財務課）



埼玉 公立 就学支援金

検索

